

青森県報

第二百八十七号

令和三年

三月二十四日

(水曜日)

目次

告示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○道路の供用の開始……………(同) ……三

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……三

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……四

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……五

監査委員

○監査結果(むつ湾フェリー株式会社ほか二十七箇所)……………(事務局) ……六

告示

青森県告示第二百一十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したため、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当診療科名	指定辞退年月日
難病指定	横濱 美晴	社会福祉法人敬仁会青森敬仁会病院	青森市大字久栗坂字山辺八九の一〇	内科	令和三年三月三十一日

青森県告示第二百一十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
名称 主たる事務所の所在地	名称 所在地	名称 所在地	年月日
社会福祉法人共生の杜 十和田市大字三本木字一本木沢一〇三の八	就労継続支援B型	リナシタ 十和田市西二十番町五の五	令和三年三月三十一日

一般社団法人扇会	八戸市東白山台三丁目二の六	就労継続支援B型	おあしす	上北郡おいらせ町中平下長根山一〇一六	〃
----------	---------------	----------	------	--------------------	---

青森県告示第二百十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	藤田 彩香
	勤務する病院等
名称	一般財団法人 黎明郷弘前脳脊中・リハビリテーションセンター
所在地	弘前市大字扇町一丁目二の一
診療科名	リハビリテーション科（言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由）
指定期日	令和 三・四・一

青森県告示第二百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
----------------	---	---	---	---

三戸郡階上町大字道仏字神山七の二二 上長根 司	階上区域漁業協同組合の地区	内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル未満の水中に定置して営む漁業
-------------------------	---------------	---

東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂
東津軽郡外ヶ浜町字平館門の沢六六の一 高坂 嘉男

東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂	外ヶ浜第二区域漁業協同組合の地区	底建網漁業
----------------------	------------------	-------

西津軽郡深浦町大字月屋字上黄金崎三二の一 黄金崎 千治 西津軽郡深浦町大字舩作字清滝三三の一 黄金崎 重光	新深浦町第三区域漁業協同組合の地区及び大	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてやりいか棒受網漁業
--	----------------------	---------------------------------------

青森県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和三年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道			前坂藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西岡本七〇から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那板縁一二四の一まで	前 後	六・〇〇メートルから 三・七〇メートルまで	七一〇・〇〇メートル	
					後	八・七〇メートルから 四六・三〇メートルまで	六九〇・六〇メートル	

青森県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道前坂藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西岡本七〇から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字西岡本四〇の三まで	令和三・三・二四

青森県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、七戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和三年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

七戸町

二 都市計画事業の種類

七戸都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成七年十月十八日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十八年三月二十五日青森県告示第二百十九号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十八年三月二十五日青森県告示第二百十九号）の事業地のうち、七戸町字町、字藤森、字立野頭、字影津内、字倉越、字七戸、字東上川原、字城ノ後、字上町野、字貝ノ口、字十役野、字天王、字蛇坂、字荒熊内及び字寒水地内において事業地を変更する。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) いとく弘前末広店

弘前市大字末広五丁目一の一四、一の一五、一の一六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十一月十二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一九九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八一台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三二台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

八〇平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六・九立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社伊徳

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年三月十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

1 除雪グレーダ(四・〇メートル級) 一台

2 除雪ドーザ(十四トン級) 一台

3 除雪ドーザ(十四トン級) 二台

4 除雪ドーザ(十八トン級) 一台

5 ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級) 一台

6 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級) 五台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年二月二十四日

五 落札者の名称及び住所

一の1及び4について

日本キャタピラー合同会社

東京都中野区本町一丁目三三の二

一の2及び3について

コマツカスタマーサポート株式会社

東京都港区白金一丁目一七の三

一の5及び6について

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

六 落札金額

一の1について 三千五十八万円

一の2について 二千十万八千円  
一の3について 四千五百二十三万二千円  
一の4について 三千五百二十万円  
一の5について 四千四百五十五万円  
一の6について 一億百二十万円

七 落札者を決定した手続

一の1及び3から6について  
入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2について

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年一月十三日

## 出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、明道土地改良区の定款の変更を令和三年三月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年三月二十四日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

## 監 査 委 員

青森県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定による財政的援助団体等に係る監査を青森県監査委員監査基準（令和二年四月青森県監査委員告示第二号）に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和三年三月二十四日

|         |           |
|---------|-----------|
| 青森県監査委員 | 須 藤 光 昭   |
| 青森県監査委員 | 川 嶋 由 紀 子 |
| 青森県監査委員 | 寺 田 達 也   |
| 青森県監査委員 | 花 田 栄 介   |

1 監査の着眼点（評価項目）

財政的援助団体に応じ、おおむね次に掲げる事項に着眼して監査を行った。

- (1) 出資団体  
出納事務が適正に行われているか等
- (2) 指定管理団体  
基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づき管理運営に係る出納事務が適正に行われているか等
- (3) 補助団体  
事業計画書、予算書等と補助金交付申請書、実績報告書、確定通知書等が合致しているか等

2 監査の実施内容

- (1) 監査日  
令和2年12月18日から令和3年3月1日まで
- (2) 実施内容  
監査対象箇所における事務のうち、財政的援助等に係る出納その他の事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

- (1) 監査事項  
ア 出資団体  
出納その他の事務の執行

イ 指定管理団体

公の施設の管理に関連する部分

ウ 補助団体

補助金に係る事業の執行並びに補助金の使途及びそれに関連する部分

(2) 対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

(3) 対象箇所名

ア 出資団体

むつ湾フエリー株式会社、株式会社建築住宅センター、むつ小川原石油備蓄株式会社

イ 指定管理団体

ジャンプアップみさわグループ、青森県森林組合連合会、一般社団法人青森県ろうあ協会、スポーツ青い森グループ、コーポラス青森グループ、株式会社サン・コーポレーション、TTHAグループ、三八五グリーンネット

ウ 補助団体

公益社団法人青森県トラック協会、公益社団法人青森県バス協会、社会福祉法人青森県社会福祉協議会、社会福祉法人一葉会、社会福祉法人桃仁会、社会福祉法人宏仁会、社会福祉法人弘友会、社会福祉法人白生会、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ商工会議所、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会、全国農業協同組合連合会青森県本部、十和田湖冬物語実行委員会、青森県高等学校体育連盟、公益社団法人青森県防犯協会連合会、一般財団法人青森県交通安全協会

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であるが、是正又は改善が必要である事項は、次のとおりである。

- (1) ジャンプアップみさわグループ  
決算事務において、確定手続が適正に行われていなかったため、適正な事務の執行に努めること。
- (2) 青森県森林組合連合会  
指定管理事業のうち再委託による業務の履行について、不適正なものが1件あったので、適正に取扱うこと。

|                                    |                                          |              |
|------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行  |
|                                    |                                          | 定価 小口一枚二付十五円 |